

契約書

委任者：_____（以下「甲」という。）および受任者：為野仁輔（以下「乙」という。）は第1条に定め業務委託について、以下のとおり合意したので、本契約書を2通作成し、各々1通ずつ保管するものとする（以下、この契約を「本契約」という）。

第1条（委任内容）

- 1 甲は、乙に対し、以下に定める業務（以下、「本業務」という。）A、Bいずれかを委任し、乙はこれを受任した。

【委任する業務の内容および範囲】

A 担当医師によるインフォームドコンセントの場に同行、サポート

B 担当医師からの医療的説明内容、治療選択についてのコンサルティング、提言

- 2 本業務の期限は前項いずれも実施される当日までとする。

第2条（委託の報酬）

- 1 甲は、乙に対し、前項1の業務への対価として各業務につき下記を支払う。

A 1回あたり 60,000円

B 1時間あたり 30,000円

- 2 甲は、乙に対し、本業務の開始直前までに前項の報酬を支払う。ただし、A項業務については、終了後直ちに第4条に定める実費を支払う。

第3条（業務完了前の終了と委任報酬の支払い等）

- 1 両当事者の責めに帰すことができない事由によって本業務を完了することができなくなった場合、もしくは甲により本契約が解除された場合、乙は、甲に対し、甲はその割合に応じた報酬を支払う。この場合の報酬額は第2条第1項の金額を基礎に、業務の進捗、その他の事情を踏まえ、甲・乙協議の上でこれを決する。
- 2 乙の責めに帰すべき事由によって本業務を完了することができなくなった場合、乙は、甲に対し、でき高に応じた報酬請求をすることはできない。

第4条（実費）

甲は、本業務の処理に要する交通費、通信費、宿泊料、保証金その他の実費を負担する。

第5条（復受任者の選任等）

乙は、甲の許諾を得たとき、またはやむを得ない事由があるときでなければ、復受任者を選任することができない。

第6条（本契約の解除）

- 1 各当事者は、本契約をいつでもその解除をすることができる。
- 2 前項の規定により委任の解除をした者は、次に掲げる場合には、相手方の損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事由があつたときは、この限りでない。
 - (1) 相手方に不利な時期に委任を解除したとき
 - (2) 委任者が受任者の利益（専ら報酬を得ることによるものを除く）を目的とする委任を解除したとき

第7条（秘密保持）

乙は、業務に関し、書面、口頭、電子的記録、物品他その形態および方法の如何を問わず、本件のために甲より開示された一切の情報を秘密として保持し、第三者に開示しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものについては、この限りでない。

- (1) 開示された時点で、既に公知となっていたもの
- (2) 開示された後、自らの責によらず公知となったもの
- (3) 開示された時点で、既に自ら保有していたもので、その旨を甲に通知していたもの
- (4) 正当な権限を有する第三者から開示に関する制限なく開示されたもの

第8条（損害賠償）

- 1 甲または乙は、相手方の本契約の違反によって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、本契約および取引上の社会通念に照らして当該違反の発生が違反当事者の責めに帰することができない事由によるものであると認められるときは、この限りでない。

2 乙が甲に対して負う損害賠償の金額は、本契約期間内に甲が受領した報酬額を上限とする。

第9条（合意管轄）

本契約に関する紛争については、訴額に応じ大阪簡易裁判所または大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第10条（協議）

本契約に定めのない事項、および甲乙間に疑義の生じた事項については、その都度甲乙協議して円満に解決を図るものとする。

第11条（責務）

乙は甲に対し、いかなる事由においても本業務によってなされた結果に対し責務を負わない。本業務実施中、次に掲げる行為を甲が乙へ求めた場合、乙はその時点までの報酬を請求し本契約を即時解除できる。

- 1 保険医療で実施される医療行為
- 2 患者キーパーソンとして同意書への署名、連絡先登録

年 月 日

甲 万事医療相談 輔翼

代表 為野 仁輔

乙 住所 _____

_____ 氏名 _____